

一九八〇年二月六日 (pp.107-130)

ミシェル・フーコー、『生者たちの統治 コレージュ・ド・フランス講義 1979-1980 年度』

- キリスト教の研究をするにあたって (pp.107-108, 1.6)
 - イデオロギーという視点ではなく、真理の諸体制と呼ぶことを提案しようと思っているものの（観点から）考察したい
 - 真理の諸体制
 - = 真なるものを現出させる手続きについて、個人の義務を決定するようなもの
 - 義務の概念に真理の現出化の概念が付け加わることは何を意味するか？
 - いかなる点で真理は自ら現出させるだけではなく、義務をも課すのか？
 - 真理が義務を課すと想定することは正当なのか？
 - そもそも、真理の体制について語ることは正当なのか？
 - 真理の体制のような概念の正当性、根拠、理由はどのようなものなのか？

- 真理の体制について (p.108, 1.7-p.117, 1.5)

フーコーへの反論

- 真理を語る義務、真理を語る行為
 - このような行為において人が関与しているのは、本当の意味での真理の義務ではなく、むしろ非真理の強制、あるいは確証し得ないものの強制と拘束とでも呼ぶべきもの (p.109, 1.11-12)
- 真なるものが問題になる時は、真理の体制はいわば蛇足になる。根本的には真理は体制を必要としない、義務の体制を必要としない (p.109, 1.17-18)
 - 真理の強制力が、真なるものそれ自体の内にある (p.109, 1.20-21)
 - = 真理の探究や現出化において私に強制を課すもの、私の役割を定めるもの、私にこれこれせよと指示するもの、真理の現出化の手続において私に義務を課すもの、それは真あるものの構造そのものである (p.110, 1.1-2)
 - = 真理の現出化の手続きにおいて明証的なこと、明証性の根本的で基礎的な性格。
 - 明証性とは、真なるものそれ自体にいわば付け加える真理の体制など必要がないことの最良の証明、証拠
- 従って、真理の体制の概念が支持され、維持されるのは、真理とは別のもの、あるいは真か偽かは結局どうでも良いような事柄が問題になる時であり、真なるものそれ自体が問題になるときは、真理の体制は必要ないと（反論者は）言う。 (p.110, 1.9-11)

フーコーの考え

- 重要な二つの区別 (p.110, l.15-
 - ① 真理それ自体が index sui 「自らの指標」であるという原則
=真理だけが正当に真なるものを示しうるという原則
 - ② 真理が index sui 「自らの指標」であることは、真理が rex sui 「自らの王」、lex sui 「自らの法」、judex sui 「自らの裁判官」であることを意味しない (p.110, l.17-20)
=何か厳密な明証性のあるものを認知するときも、ある種の肯定が必要 (p.111, l.3-4)
→この肯定は真か偽かという次元にあるのではなく、むしろ一種の公言や契約。 (p.111, l.5)
「それは真理である、故に私は従う」
…「故に」は論理的な「故に」ではなく、いかなる明証性にも基づかず、一義的でもないもの
→真理の「お前はすべきだ」において、真理には依存しないものがある
→「お前がすべきだ」はひとつの問題、根本的な歴史的、文化的問題だと私には思えます (p.111, l.17)
Ex) 論理学 (p.112)、デカルト「我思う、故に我あり」 (p.113)
- 真理の体制…あることが明証的であるならば従うという特殊な属性を持つ。真なるものそれ自体が、従うことを主体に強いるという特別の属性を持っている。 (p.113, l.14-15)
- 狂気的な要素があってはならない、つまり真理の体制を容認しないような者がいてはならないのです (p.113, l.18-19)
- 科学 (la science) とは何か (p.114, l.1)
=たとえ文法は違っていても、同じ一つの体制に従う一群の真理のゲーム (p.114, l.5)
…真なるものそのものが強制を保証しているように組織された真理の権力のこと (p.114, l.6-7)
→科学とは真理の可能な諸体制のひとつであり、他にもいろいろな体制があるということをよく理解しなければなりません (p.114, l.8-9)
Ex) 化学と錬金術は、合理性の程度に差があるのではなく、異なった真理の体制に従うこと、すなわち真理の行為 (=業) や、主体が真理の現出化に結びつけられる方法が、錬金術の場合と化学の場合とはまったく異なっているのです (p.114, l.12-15)
- まさに首尾一貫していると同時に複雑で、科学的体制とはかけ離れた方向で、私は今年の研究を進めていきたいと思う (p.114, l.16-17)
→自己自身の吟味、良心の秘密の探求、この秘密の告白、罪の赦免など

- 知の考古学（アルケオロジー）ないしは（アナ）アルケオロジー [（非-権力容認的）考古学] を研究すること（p.115, 1.1）
 - （1）科学的なものとイデオロギー的なものの分割を退ける
 - （2）真理の諸体制の多様性を考慮し、科学的なものであれそうでないものであれ、あらゆる真理の諸体制が、多かれ少なかれ強制的なやり方で、真なるものの現出化とそれを遂行する主体とを結びつける特定の方法を備えているという事実を考慮することを想定する
 - （3）科学の特殊性が他のあらゆるもの、つまりあらゆるイデオロギーとの対立によって規定されず、可能であると同時に実在する他の全ての真理の諸体制のひとつとして想定されるということ

- 考古学的歴史：真なるものが持つ力と、真なるものの現出化において、それらによって、人間が少しずつ自らを締め付けてしまう束縛を研究する（p.116, 1.5-6）
 - 真なるものの歴史、知への意志の歴史

- 西洋の人間はどのようにして、自分自身の存在を真理として現出させる義務へと結びつけられたのか？（p.116, 1.15-16）
- どのようにして西洋の人間は、一方では真理の義務、他方ではこの真理の現出化における対象という地位という二つの水準へと二つの方法で結びつけられたのか？（p.116, 1.16-18）
- 自らを知の対象として束縛する義務へとどのように結びつけられたのか？（p.116, 1.19）

- 政治的なものと科学論的なもの（エピスナモロジー）の関係を…体制、すなわち法的・政治的体制に接続した真理の体制との関係で打ち立てられるべき（p.116, 1.23-p.117, 1.1）
- 知の体制＝義務と強制の政治体制と、真理の体制という義務と強制の特殊な体制が接続する地点（p.117, 1.4-5）

- キリスト教における分析（p.117, 1.6-p, 123）
 - キリスト教が真理の諸体制の二極、…極めて異なった類型ないしは形態学に属する二つの行為（＝業）を規定した（p.117, 1.9-10）
 - （1）信徳（信仰の業）
 - ＝真だと見なされるべき内容に対する受け入れと契約、賛同と忠誠を形成する業
 - …事柄がそれ自体で真であると認めるだけでなく、振る舞いの規則や儀式的な義務などいくつかの規則に従った、外的な裏付けや証拠や正当性を示さなければなりません（p.117, 1.12-14）
 - （2）告白の業（＝告解）
 - ＝犯した過ちを言語化する
 - 「心の秘密」の最も目につかない運動の奥深い現出化という形式
 - 他者への、他者たちへの、信者の共同体への複雑な関係という形式

- 個人的に己の真理を現出化する義務と、悪の負い目の消し去りは、キリスト教においてどのように接続していたのでしょうか？ (p.118, l.13-14)
- 三つの方法
 - ① 洗礼
 - ② 教会または会則に則った悔い改め
 - ③ 良心の指導

洗礼

- 『十二使徒の教え』 (2世紀初頭)
 - …<洗礼志願者>とは呼ばれていなかった者、つまり洗礼を志願するものが前もって従うべき教えに関して言及 (p.119, l.4-5)
 - 洗礼志願者は弟子であり、教えを受ける者、真理を教えられる者。この真理を学んではじめて、その者は清めとなる洗礼を受けることができる (p.119, l.9-11)
 - …清めを保障するものは断食 (p.119, l.14)
 - …穢れと罪を洗い流すとされていたものは、洗礼の水 (p.119, l.15-16)
 - 真理のある種の義務と清めの儀式…その両者の間に直接の接続や結合はありません (p.119, l.16-17)
- 『第一弁論』 (2世紀半ば過ぎ)
 - …教えを学ぶという業だけでなく、信徳という特殊な業が、主体において教えを裏付けてくれることが必要 (p.120, l.7-8)
 - 何かを学ぶだけでなく、それは真だと信じることが必要 (p.120, l.9)

三つの意義

- (1) 洗礼は、受洗者が教会共同体のみならず、一教会共同体よりも根本的に一神にも所属していることを徴付け、刻印を施す (=約する) もの (p.120, l.12-13)
- (2) 第二の誕生、再生や新たな生を約束する (p.120, l.14)
 - 第一の誕生：無知で必然的。悪癖や悪習に帰結する人生
 - 第二の誕生：選択と知識の子どもになる。良き道、不浄でない新たな生
- (3) 受洗者を光の内に据える = 照明 (p.121, l.11)
 - ・神との直接的で全体的な認識関係
 - ・神と主体の同化や類似
 - ・神について私たちに光明を与えてくれるこの光を通して、自己自身を認めるという意味
 - ←洗礼によって再生させられた者が証明される。そのためには真理とは何かを学ぶ長い期間の教育と、学んだ事柄が真だと断言するという信徳を経なければならない (p.121, l.15-18)

<真理の道程全体>

洗礼：教え→選択→知識→照明

- テルトゥリアヌス (2~3世紀)

・原罪の考案 (p.122, l.12) : おおよそいかなる人間も罪なしでは生まれない

→西洋の道徳思想における、本源的な穢れの三つの原型 (道徳モデル)

(1) 二つの道 (良き道、悪き道) ← 『十二使徒の教え』

(2) 墮落 (過去の墮落状態から、失われ忘れられた根源的な状態に登るのが人類と個人の務め) ← 聖書

(3) 穢れ ← テルトゥリアヌス

道徳 = 二つの道、墮落、穢れ

: 良き道を定めてやるか、墮落から根源的な状態へとどのように登ることができるかを語るか、汚れや穢れをどのようにして消し去るかを語るのか (p.123, l.7-9)

→ テルトゥリアヌスは穢れの問題と形式、穢れの遺伝の問題と形式を極めて独自の仕方
で練り上げた (p.123, l.19)

…次回に続く